

別紙

公的研究費の不正使用防止に向けての具体例

この具体例は、文部科学省や他の研究機関において現在まで発生した不正に関係した要因等を例示し本学における不正防止に向けた取り組みについて参考とするものである。

事 項	不正の発生する要因等	不正使用防止に向けた取組
管理運営体制の明確化	公的研究費の運用に関する認識が不足しており、その管理運営体制も明確でない。	公的研究費の不正使用防止に向けた管理運営体制をホームページで学内外に公表する。
予算の計画的執行	年度末に予算残が多くあり、不要な物品の購入や預け金の発生要因となる。	定期的に執行状況を確認する。執行の遅れている教員等には理由等と今後の執行計画について確認する。
物件費	<p>発注・検収</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発注者(研究者)が納品・検収確認を行うことがある場合などでは、研究費のプールなどが発生する温床となる。 ・業者と結託し、購入に係る架空の取引により支払いされた代金を業者に預け金として管理させ、別の用途に流用。 ・虚偽の物品請求書を作成し、別の物品を購入したり自ら環流させ学生の学会参加の旅費等に充当。 	<ul style="list-style-type: none"> ・発注・検収業務については、事務部門において実施する。 ・不正な取引は教職員等と業者の関係が緊密な状況で発生しがちであることに鑑み、業者より誓約書を徴収する。
旅 費	<p>旅行実施確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・正規価格の航空券で見積もって請求し、概算払いで旅費を得ながら、実際は安い航空券を購入し差額を不正取得。 ・出張計画より実際の用務日数が少ないにも拘わらず、概算払で受け取った旅費を精算せず差額を不正取得。 ・出張報告書が「学会出席」、「資料収集」などの簡便な記載で処理されている。 ・旅費の精算が旅行終了後、長期間行われていない。 ・諸手続がルーズとなれば、カラ出張が発生する温床となる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・出張が申請どおり行われたかどうか、航空券の半券や領収書等を徴収してチェックを行う。 ・研究打ち合わせ等の用務である場合には、出張報告書に打ち合わせた相手方の所属・氏名を記述する。 ・学会出席等の用務である場合、プログラム及び資料が当日配付される場合には、出張報告書に資料等の一部を添付する。 ・必要に応じて、出張に関する照会や事実確認を行う。
謝金	<p>実施確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・作業従事者に支払う謝金を実際より多い勤務時間で請求。 ・研究室の学生に、実態がないにも拘わらず雇用者として謝金を支払い、支払われた謝金を研究者に環流。 ・出勤表にある作業従事者名や実施確認者の確認欄がパソコンで入力されるなど、作業従事者と確認者等の実施確認が確認できない。 ・実施確認が確認できないと、カラ謝金の発生する温床となる。 ・立替払いが行われている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・国立大学法人京都教育大学謝金支給事務取扱要領に基づき、実施依頼者は、謝金を伴う業務を実施する前に実施通知と出勤予定表を会計課へ提出する。 ・作業従事者の勤務時間管理等が研究者任せにならないよう、法人の管理部門において勤務実態の把握を徹底する。 ・実施確認の確認のため、出勤表の作業従事者氏名は自署により行う。 ・その出勤予定表をもとに、出勤の状況等を確認する。

事 項	不正の発生する要因等	不正使用防止に向けた取組
物品の管理	<ul style="list-style-type: none"> ・消耗品で換金性の高い物品を換金する。 	<p>換金性の高い物品の管理については、10万円未満でも財務会計システムで管理する。</p>
相談窓口	<ul style="list-style-type: none"> ・公的研究費の執行に関する相談窓口がない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・相談窓口により、全学的なルール周知を図るため日常的に指導助言を行う。 ・窓口について、学内外に周知する。
受付窓口	<ul style="list-style-type: none"> ・学外からの告発を受ける窓口がない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・学内外からの告発のための受付窓口を整備することにより、不正の早期発見、牽制、リスクの抑制を図る。 ・窓口について、学内外に周知する。
意識の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・公的研究費について、研究者は「自分のもの」、事務職員は「預かり金」という意識が強く、公的研究費が公的資金であるという意識が希薄である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・公的研究費の管理・運営に関わる全ての教職員等に、自らのどのような行為が不正に当たるのかを理解させるため、コンプライアンス教育（不正対策に関する方針、ルール及び不正事例等）及び啓発活動を定期的実施する。 ・コンプライアンス教育の実施に際しては、受講者の受講状況及び理解度について把握する。 ・これらの内容を遵守する義務があることを理解させ、意識の浸透を図るために、公的研究費等の管理・運営に関わる全ての教職員等に対し、受講の機会等に確認書の提出を求める。
不正使用防止計画の実施及び見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・全学的観点から不正使用防止に向けた対応策が計画的に実施されていない。また、実施内容の形式化がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・監事、内部監査室及び会計監査人と連携して不正を発生させる要因の把握とその検証を進めるとともに、文部科学省等からの情報提供や他の研究機関における対応等を参考にしつつ、不断の見直しを図る。